

平成30年度  
津田財産区決算審査意見書

枚 方 市 監 査 委 員



枚 監 査 第 1 8 8 号  
令和元年（2019年）11月13日

枚方市津田財産区管理者  
枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛治谷 知 宏
同	大 地 正 広

平成 30 年度枚方市津田財産区会計決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度枚方市津田財産区会計歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 1. 審査の対象

平成 30 年度枚方市津田財産区会計決算

- 〃 枚方市津田財産区会計歳入歳出決算事項別明細書
- 〃 枚方市津田財産区会計実質収支に関する調書
- 〃 枚方市津田財産区財産に関する調書

## 2. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されているか、また、会計管理者及び関係部局が所管する諸帳簿との照合、点検並びに検討を行い、計数の正確性、財政状況、予算執行の適否を確認するとともに、関係職員から聴取して行った。

## 3. 審査の期間

令和元年(2019年)7月22日から令和元年(2019年)11月12日まで

## 4. 審査の結果

歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は諸帳簿等と照合したところ符合して正確であり、予算執行及び事務処理については、例月現金出納検査等を通じて検査した結果、おおむね良好に処理されていた。

## 5. 決算の概要

当年度の歳入歳出予算現額 5,650 万円に対する決算額は、

歳	入	5,637 万 6 千円
歳	出	5,581 万 7 千円

で、歳入歳出差引き 55 万 9 千円の黒字で、同額が翌年度へ繰り越されている。

## 6. 収支の状況

### (1) 歳 入

決算額は 5,637 万 6 千円で、予算現額に対する執行率は 99.8%である。

前年度と比較すると 1,075 万 9 千円 (△16.0%) 減少している。

歳入の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	30 年 度				29年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
財 産 収 入	52,042	52,043	100.0	92.3	61,969	△ 9,926	△ 16.0
繰 入 金	1,657	1,531	92.4	2.7	1,510	21	1.4
諸 収 入	1	0	0.0	—	0	0	—
繰 越 金	2,800	2,802	100.1	5.0	3,656	△ 854	△ 23.4
合 計	56,500	56,376	99.8	100.0	67,135	△ 10,759	△ 16.0

財産収入 5,204 万 3 千円は、前年度に比べ 992 万 6 千円 (△16.0%) 減少している。その主な理由は、当年度は入会権消滅対価収入がなかったことによるものである。

財産収入の内訳は、土地貸付収入 4,072 万 5 千円、入会権貸付対価収入 1,044 万 9 千円、預金利子 86 万 9 千円である。

繰入金 153 万 1 千円は、前年度に比べ 2 万 1 千円 (1.4%) 増加している。これは主に、臨時的な支出等に伴い、その財源としての基金の取崩しが増加したことによるものである。

## (2) 歳 出

決算額は 5,581 万 7 千円で、予算現額に対する執行率は 98.8% である。

前年度と比較すると 851 万 6 千円 (△13.2%) 減少している。

歳出の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

科 目	30 年 度				29年度 決算額	対前年度比較	
	予算現額	決算額	執行率	構成比		増減額	増減率
議 会 費	7,156	6,896	96.4	12.4	6,805	91	1.3
総 務 費	26,431	26,008	98.4	46.6	25,502	506	2.0
諸 支 出 金	22,913	22,913	100.0	41.0	28,718	△ 5,805	△ 20.2
繰 出 金	0	0	—	—	3,308	△ 3,308	皆減
予 備 費	0	0	—	—	0	0	—
合 計	56,500	55,817	98.8	100.0	64,333	△ 8,516	△ 13.2

総務費は 2,600 万 8 千円で、前年度に比べ 50 万 6 千円（2.0%）増加している。

総務費のうち、一般管理費は 52 万 5 千円で、前年度に比べ 9 万 9 千円（△15.9%）減少している。その主なものは弁護士顧問契約に係る委託料 38 万 9 千円及び備品購入費 10 万 5 千円である。財産管理費は 2,300 万 3 千円で、その主なものは、津田共有林組合への入会権補償金 2,031 万 2 千円である。また、地区公共事業費は 248 万円で、全額が交付金である。その主なものは、津田会館等維持管理事業への 60 万円、大峰公民館維持管理事業への 54 万円、津田駅前区集会所管理事業への 51 万円の交付などである。

諸支出金 2,291 万 3 千円は、全額が基金積立金で、前年度に比べ 580 万 5 千円（△20.2%）減少している。その主な理由は、当年度は入会権消滅対価収入による財産収入がなかったことによるものである。

## 7. 財産に関する調書

基金の年度末現在高は 4 億 8,382 万 1 千円で、安全かつ有利に運用するために地方債を購入し、ペイオフ対策として定期預金は 6 つの金融機関に分散し預け入れ、残額を決済用として預金し、その通帳等は会計管理者が確実に保管している。

また、公有財産のうち、土地の年度末現在高は 1,072,954.58 m<sup>2</sup>であり、山林の年度末現在高は 2,281,798.19 m<sup>2</sup>である。なお、山林のうち 1,211,150.61 m<sup>2</sup>は、その他の権原（入会権）によるものである。

### [む す び]

財産の処分、貸付け等に当たっては、地方自治法第 296 条の 5 に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、地域公共事業等交付金については、その趣旨である地域住民の福祉増進のために支出するなど、常に事業内容に留意するよう要望する。

また、基金については、金融情勢を的確に把握し安全面に配慮しながら、確実かつ有利な運用に留意し、引き続き適切な公金管理に努めることを要望する。